

# ～空き家の有効活用について お気軽にご相談ください～

☎ 総務課 企画統計係 ☎62-9332 E-mail:kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp

空き家は人口減少の急速な進展等により増え続け、大きな社会問題となっています。今後、更に空き家が増え続け、管理の行き届かなくなった空き家が、地域の防災、防犯、衛生、景観に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

富士見町では、空き家の発生の抑制と有効活用を推進するため、今年度5月末に「諏訪地区宅地建物取引業者会富士見分会」の皆さんと相談業務の協定を締結しました。これは、空き家の所有者の方の同意を前提とし、富士見町と富士見分会の相談員が空き家の有効活用に向けた相談業務を行うものです。

## 主な相談業務

1. 空き家の状態からの活用方法等提案
2. 賃貸、売買等の取引動向
3. リフォーム、増改築、解体等の取引動向
4. 専門業種の紹介
5. その他相談内容に関する事項



相談業務は中立的な立場で応じます。基本的に相談業務は無料ですが、詳細な調査や測量業務等が必要な場合は費用が発生します。

また、町では空き家の有効活用を進めるため、空き家の改修にかかる費用の1/3（上限100万円）の補助制度を本年度から新設しました。

空き家の有効活用については、補助制度の活用と合わせてお気軽にご相談下さい。

## 平成29年度(平成30年4月採用) 第2回富士見町職員採用試験のお知らせ

☎ 総務課 庶務人事係 ☎62-9322

1. 受付期間 平成29年8月1日(火)～8月17日(木)
2. 試験期日 平成29年9月17日(日)
3. 受験資格等

職 種	試験区分	受 験 資 格	採用予定人数	住所要件
一般職	初 級	【年 齢】H6.4.2以降生(23歳以下) 平成30年3月に高等学校卒業見込みの人	1名程度	採用後、富士見町内に居住する人

### 4. その他

- ◆ 要項や各種様式は富士見町ホームページでも確認・ダウンロードが可能です。
- ◆ 採用人数は欠員等の状況により変更になる場合があります。

#### お申し込み・お問い合わせ先

以下の窓口に「受験者ご本人が直接持参」のうえ、ご提出願います。

申し込み窓口：〒399-0292 富士見町落合10777番地  
富士見町役場(3階) 総務課 庶務人事係  
☎0266-62-9322(直通)

